

伐採者の皆さまへ

～伐採届の取扱変更について～



都城市では「都城市伐採及び伐採後の造林の届出等に関する要綱」を制定し、平成31年4月1日から施行します。

4月1日以降に届出をする、伐採及び伐採後の造林の届出書（伐採届）の様式が変更になるほか、新たに土地や森林所有者に関する書類添付が義務化されます。

POINT 1

伐採届の様式が変更されます

届出者の欄に「伐採後の造林をする者」と「仲介業者」の欄が追加になり、裏面の遵守事項に伐採者の押印が必要です。

POINT 2

添付書類が必要になります

添付資料	該当する書類	備考
チェックリスト	様式2号	必須
伐採地がわかる図面	字図、地籍図、林地台帳等	必須
森林所有者が確認できる書類	登記簿謄本、要約書等	必須
森林所有者の住所が確認できる書類※	住民票、免許証のコピー等	市外居住者の場合
その他市長が必要と認める書類	誓約書、土地売買契約書等	必要に応じて

※森林所有者が市外の事業者の場合、会社の登記事項証明書の写し。

POINT 3

面積に関わらず伐採旗の設置が義務化

これまで伐採面積が1ヘクタール以上の伐採現場に伐採旗の設置が義務付けられていましたが、不明瞭な伐採現場を無くすために、すべての現場に伐採旗を設置することになりました。伐採旗は、森林保全課で貸出しています。

お問い合わせ先

都城市 環境森林部 森林保全課 森林整備担当 ☎0986-23-2152

様式は都城市公式ホームページ ホーム>産業>林業>林業に関する届出書